

子どもの状況

項目	度数	割合
養護ケース	45	40.9%
身体的虐待	27	24.5%
ネグレクト	20	18.2%
性的虐待	5	4.5%
心理的虐待	21	19.1%
非行ケース	66	60.0%
合計	110	100.0%

欠測値 N 2

平均年齢

平均	12.9766
標準偏差	3.45509
平均の標準誤差	0.33094
N	109

年長者

平均	13.3505
標準偏差	2.7926
平均の標準誤差	0.26748
N	109

年少者

平均	12.3872
標準偏差	3.03636
平均の標準誤差	0.29083
N	109

平均入所期間

平均	24.2071
標準偏差	27.6633
平均の標準誤差	2.72575
N	103

最長入所期間

平均	28.835
標準偏差	30.6316
平均の標準誤差	3.01822
N	103

性別

項目	度数	割合
女	35	31.8%
男	56	50.9%
男・女	19	17.3%
合計	110	100.0%

欠測値 N 2

入所への納得

項目	度数	割合
納得	54	49.1%
やや納得	62	56.4%
納得していない	14	12.7%
合計	110	100.0%

欠測値 N 2

子どもの特徴

項目	度数	割合
非行グループ	1	0.9%
パニックを起こす	45	40.9%
夜驚	2	1.8%
夜尿	5	4.5%
性的に不適切な発言	20	18.2%
性的に不適切な行為	22	20.0%
自傷傾向	20	18.2%
非該当	90	81.8%
希死念慮	11	10.0%
虚言や作話	24	21.8%
精神障害	24	21.8%
知的障害	17	15.5%
学力が低い	67	60.9%
いじめられやすい	9	8.2%
力関係に敏感・過敏	62	56.4%
無断外出	47	42.7%
職員との対立	50	45.5%
生活習慣未習得	39	35.5%
合計	110	100.0%

欠測値 N 2

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-12 一時保護に関する課題や要望

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

今回の調査では、すべての児童相談所に一時保護に関する課題や要望を自由記述で書いていただいた。

ここではその概要をまとめ、同時に調査として行った「一時保護所が併設されていない児童相談所の課題」についても報告する。

なお要望を書かれた児童相談所名については明記しないことにする。

1 職員体制

一時保護所の職員体制の不足については切実な訴えが多く、職員増の必要性を求めている。例えば「増える保護児童や、多様化した児童を受け入れるために体制の強化が必要である」が、それができない結果、小規模一時保護所では「児童福祉司及び児童心理司が一時保護所の宿日直を行っており、平常業務への影響が大き」くなり、また「当所には、夜間、休日、土日、祝日には児童指導員（嘱託）1名で対応」である結果、「一人体制であるため異性支援の問題及び緊急時の対応の問題がある」状態になっている。

大規模施設では「野戦病院化している現在の一時保護所では、行動観察や不安な子どもの気持ちを十分に受け止めは充分で

きない」状態となり、「児童の状況によって同一保護所での生活がかえって子どもの福祉を損なうこともある」ことになりかねない。

またほとんどの児童相談所で「職員体制が不十分なうえ、休日夜間の相談対応を行っている実態があり、その結果「行動観察や保護者への対応等からも一時保護所での一時保護が望ましいが、現定員では、受入困難」な状態となっていると思われる。特に「夜間の勤務態勢を万全とすること」という意見も多かった。このような声は、今回の調査の結果とも符合する。

そのため後でも述べるが「職員配置基準を抜本的に改正する（例：総じて児童2名に1人等）」意見も多い。

以下の課題も、職員体制の充実によりかなりの部分が解消されるのではないかと思われる。

2 混合処遇

次に多かったのが混合処遇への対応であり、「虐待ケース、非行ケース、不登校ケース等混合しての一時保護は、行動観察や安心感等の確保といった点からも不適切」という意見が典型的である。つまり「非行児と被虐待児の同居処遇は暴力の2次被害

の可能性がある」というのが、混合処遇の課題である。

本来「一時保護所は、子どもの安全と安定を図る上で非常に大切な施設であり、他に同様施設はない」であるが、「一時保護される子どもは、オムツが取れていない幼児から高校生まで、非行・被虐待・性格行動・心身障害等様々な原因で入所してくる」であるため、「保護所での関わりが、直接本人とかかわる最初の段階であり、未知の部分が多いため処遇に苦慮することが多い」という特徴を最初から持っている。

しかし従来からある児童相談所の「一時保護所の居室が狭い」面や急増する児童虐待相談や児童福祉施設全体の入所率の向上などの結果、「虐待ケースの要保護件数の増により一時保護所は日常的にほぼ満床状態」となり、「(施設・設備)個室と少なくとも男女の分類処遇が必要である」や「非行とその他の児童の分類入所を可能とする設備基準を設ける」など、個室化や一時保護所による分類入所などの要求が見られるようになってきている。

3 子どもの安全確保

上記2つが十分に確保されていない結果、「処遇職員は安全確保に常に神経を使っている状況であり」、「入所児の安全確保・プライバシー保護のための施設整備」、「子どもの特性が様々な為一人で居る時間も必要」などの個室化や「現在、生活指導が中心となっているが、治療的関わりやアセスメント機能が果たせるよう充実して欲しい」、「心理士の常勤化を図ること」などの要求が出ている。

しかしその結果「非行ケースの一時保護がタイムリーにおこなえない」という事態にもなっている。

4 教育権の保障

「学習権の保障が制度化されていない。教員の配置、または派遣の制度化が望まれる」や「一時保護中はほとんどの子どもが登校できないうで、保護日数も増えつづけていることから、特別支援教育として教育体制を整えていくべきと思われる」などの意見が多く見られた。

今回の調査では、一時保護所での教育の実態がかなり詳しく検討し、教員配置等の対応の必要性が明確になったことと符合している。

5 施設基準

設置基準が「養護施設に準ずるとなっているが、近年入所してくる児童の実態とはそぐわなってきたおり、改善に向けての検討が求められる。個室対応ができるように、設備、設備の改善が必要」や「一時保護所の基準(特に職員)は、児童養護施設の最低基準を準用しているが、非行児、障害児も時を分かつたず入所するのであるから、児童養護施設の基準を準用するのは不合理で無理である。少なくとも情短施設基準の準用が適である」など、一時保護所が児童養護施設の最低基準を準用していることへの不満は大きい。「ソフト・ハード両面の最低基準の大幅な引き上げが必要」という声为代表であろう。

一時保護所は常時入所児童の変動があり、生活の中での積み重ねや集団のまとまり、秩序などが形成されない不安定な集団である。児童福祉施設は長期の在籍と生活や指導の積み重ねを前提とした人数配置であり、一時保護所とは状況が違うことを考慮する必要がある。

6 大規模化と併設

自由記述の中でも「相談件数の増加に見合った一時保護所の定員増」、「一時保護定員の大幅な定員増(常に満杯状態であ

る)」という要求がある一方、「規模を大きくすることの弊害は学校の統合等をはじめとして種々経験したことから避けるべきである」という意見もある。

ただ一時保護所の満員状態のため「養護ケースの待機も多く」発生している状態も見られ、「定員増あるいは、一時保護所の増設」という意見は多い。

また「距離的には問題のため、児童の移送や面接等に時間を要する。県内に複数の一時保護所があれば、援助の質の向上や業務の効率化につながると思う」や「一時保護施設が中央児童相談所にしか付設されていないため、児童移送や面接等に多くの時間を費やしたり、夜間などの緊急時には一時保護所への入所が困難な場合が多い」ため「付設することを義務付け」など一時保護所の併設を願う声は多い。

今回の調査では全国の一時的保護所を、小規模、中規模、大規模と三つのタイプに分け、さまざまな角度から検討を行ったが、入所児童が集中し、一時保護所の中でも対応に苦慮し、また適切な時期に一時的保護が行えないことからくる児童福祉司などが苦勞するという大規模施設の課題がある一方、小規模施設は都道府県の行政改革の一環として行われる施設の統合化がいつも話題になる。しかし一時保護所のセンター化（中央児童相談所など一ヶ所に統合し、その他の一時保護所を閉鎖する）が一時各地で行われた。

7 一時保護所が併設されていないことの苦勞

上記6とも関係するが、一時保護所を併設していない児童相談所の苦勞を選択肢（複数回答可）していただいた結果は（表1）のとおりで、一時保護されている児童相談所まで職員や保護者の移動、子ども自身の移送に経費や時間がかかる点がほとん

どの一時保護所が訴えている。また、処遇決定に一時的保護所の観察が反映されにくく、児童福祉司や児童心理司などの職員自身も子どもと接する時間が限られた時間に行う必要があり、適時や日常的な接触が難しくなるなどのデメリットが大きいことが伺われる。

8 その他の課題

その他の課題としては、「（施設等）児童の行動制限について、再検討の必要な時期にきているのではないのでしょうか」や「無外対応」、「職権による一時保護は、短期間（例えば5日以内等）に限定すべき」、「感染症（入院する程ではない）の子が一時的保護体制」、「一時保護の権限を市町村におろすことも検討してほしい」、「児童福祉法に基づかない子どもの委託事業との連携」や「通学・求職活動」、「外部からの危険行為等に関する警備設備」、「一時保護委託料の増額」や「里親への措置費」、「情短施設的機能を持たせた体制強化」と「自立援助施設への一時保護委託」など、多様な意見が見られた。

これらのうち、行動制限や委託一時保護の委託費、委託一時保護先に関する事柄などは今回の研究としても取り上げ、検討を行った。

その他の事柄のうちのいくつかについても、次年度に検討を行いたいと考えている。

9 終わりに

児童相談所の一時的保護所は「きわめてユニークな機能であり、活用の仕方では有効なものと思われるが、他の部門に比べると曖昧に運営されがちで、結果としてその機能や機能するためのハード、ソフト面の整備・維持が疎かになり、本来の機能・役割を見失うことになっている」という指摘は、一時保護所の特質をよくあらわしている

思われる。

児童虐待が急増すると同時に、社会的な関心が集まるようになってから、保護された子ども達が生活する一時保護所の状態や課題が注目されるようになった。

今回児童相談所から寄せられたさまざまな意見は、この研究の結果と合わせて検討を行い、一時保護所の改善と資質の向上に役立てることが必要だと改めて痛感した。

(表1) 一時保護所を併設していないことの苦勞 (複数回答)

		度数	割合(%)
a	心理診断や職員が面接するのに時間や経費がかかる	50	96,2
b	限られた時間内で心理診断や面接を行う必要がある	31	59,6
c	子どもの一時保護所での態度や日常生活が十分に分からないまま処遇を決定する必要がある	15	28,9
d	一時保護所職員の行動観察と心理診断や社会診断の十分な付けあわせができにくい	18	34,6
e	一時保護所までの距離が遠いので移送に時間がかかる	47	90,4
f	一時保護所所管の児童相談所の都合が優先され、適時の保護ができにくい	14	26,9
g	夜間や緊急時の入所の際の移送が大変	43	82,7
h	委託保護を頻繁に使うようになる	11	21,2
i	ケース処遇で、できるだけ一時保護を避けるように進めてしまう	1	1,9
j	処遇決定に一時保護所職員の参加が難しい(文書での報告になる)	34	65,4
k	児童相談所の職員に子どもとの心理的な距離ができて、埋まらないときがある	6	11,5

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
 （主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-1-1 一時保護所の学習指導の現状と課題

片桐知彦（仙台市児童相談所保護指導係主査）

1 一時保護所の概要

本市一時保護所は、建物床面積 623 m²（2階建）、定員 20 名（男児 8 名、女児 8 名、幼児 4 名）の施設で、職員 19 名（係長 1 名、主査 4 名、主任 1 名、看護師 1 名、児童指導員 8 名、嘱託職員 4 名）に加え、夜間嘱託職員（登録大学生）25 名の職員体制となつて

いる。

学習指導に関わる職員は、平成 4 年本所開設当時、教員 1 名（主査）配属からスタートし、現在では 4 名（主査 2 名、嘱託職員 2 名）の体制で学習指導を行っている。学習指導の詳細に関しては、以下の項目において内容を順に示したい。

2 日課における学習時間の位置づけ

時間	平日	土曜日	日曜・祝日	時間	平日・土曜・祝日
7:00	起床・着替え・清掃			15:00	おやつ
7:30	自由時間			15:25	後片付け
7:50	朝食準備			15:30	自由時間・入浴(至 19:00)
8:00	朝食			16:30	清掃
8:25	後片付け			17:00	自由時間
8:30	自由時間			17:20	夕食準備
9:00	朝会			17:30	夕食
9:30	朝の運動			17:55	後片付け
10:00	学習 1	ビデオ鑑賞	おやつ	18:00	自由時間
10:30		(映画)	自由時間	19:30	テレビ
10:45	休憩			20:00	就床準備
11:00	学習 2			21:00	消灯・就寝
11:45	移動・昼食準備				
12:00	昼食				
12:25	後片付け				
12:30	休憩・自由時間				
13:00	集団活動 1 (制作活動・小学生のみ)				
	学習 3 (中学生以上のみ)				
14:00	集団活動 2 (運動・小中学生)				
	学習 4 (受験などがある児童のみ)				

3 学習時間の形態

1) 平日

小学生	10:00～10:45
	11:00～11:45
中学1・2年	10:00～10:45
	11:00～11:45
	13:00～14:00
中学3年以上	10:00～10:45
	11:00～11:45
	13:00～14:00
	14:00～15:00

※ 受験を控えている中学3年生や就職試験を控えている子どもには、原則として14:00～15:00の時間に学習室にて授業しているが、希望等があればそれ以外の子どもにも学習室を開放し授業に参加させている。

2) 土曜・日曜・祝祭日

小学生	なし
中学1・2年	13:00～14:00
中学3年以上	13:00～14:00
	14:00～15:00

3) 特別授業（一斉授業）

上記に示した以外に、月に一回仙台市の施設（科学館や天文台）などに出向き、各施設の指導主事の方の提供授業を受ける形態と、市教員を保護所に招き、授業を行なってもらう形態のいずれかで、月1回のペースで行なっている。

4月		なし
5月	音楽	本所
6月	国語	本所
7月	特別展見学	仙台市科学館
8月	研修に来た 教員の授業	本所
9月	美術	本所
10月	天文台実習	仙台市天文台
11月	数学	本所
12月	総合（しめ縄 づくり）	本所
1月	博物館実習	仙台市博物館
2月	美術	本所
3月	科学館実習	仙台市科学館

4 職員体制

学習担当職員4名

- ・仙台市教育委員会より教員2名出向（主査）
- ・教員免許所持者2名（嘱託職員）

上記の4名体制で学習指導を行なっている。このうち主査は宿泊を伴うローテーション勤務であり、嘱託職員は、月16日勤務（夜勤なし）のローテーション勤務となっている。そのため、平日は主査2名のうちどちらかが必ず授業にあたり、さらに、嘱託職員1名を加えた合計2名（チームティーチング）を基本形とした学習指導を行なっている。また、土日祝祭日はこの基本形に当てはまらない時もあるが、学習担当の教員がない日はない。

5 学習教材

1) 小学生用教材

各学年全教科 教科書一式			
小学基本トレーニング	漢字	受験研究社	12級（小学1年）～1級（中学入試）
小学基本トレーニング	計算	受験研究社	12級（小学1年）～1級（中学入試）
国語ドリル		教育同人社	1年～6年（各上下刊）
算数ドリル		教育同人社	1年～6年（各上下刊）
国語の基本（言語）	光村版	光文書院	3年～6年
シグマベスト	トコトン算数ドリル	計算問題	文英堂 1年～6年
シグマベスト	トコトン算数ドリル	文章問題	文英堂 1年～6年
21世紀の学力	作文力をつける	学研	小学低学年用

21世紀の学力 作文力をつける	学研	小学中学年用
教科書わかるわかるテスト あたらしいせいかつ	朋友出版	1・2年上 1・2年下
教科書わかるわかるテスト 新しい理科	朋友出版	3年～6年
教科書わかるわかるテスト 新しい社会	朋友出版	3・4年上 3・4年下
くもんの漢字集中学習	くもん出版	1年～6年
ぶんけい国語 (シート学習教材)	文溪堂	1年～6年
ぶんけい算数 (シート学習教材)	文溪堂	1年～6年
ぶんけい理解 (シート学習教材)	文溪堂	3年～6年
ぶんけい社会 (シート学習教材)	文溪堂	3年～6年
ぶんけいせいかつ (シート学習教材)	文溪堂	1年・2年生

2) 中学生用教材

中学校, 各学年全教科教科書一式			
学習漢字ノート	浜島書店		1年～3年
新・国語の学習	正進社		1年～3年
社会の自主学習	進学社	地理前期・後期	歴史前期・後期 公民
新版よくわかる数学の学習	明治図書		1年～3年
理科の自主学習	進学社		1年～3年
新・英語のワーク	明治図書		1年～3年
中学国語 (シート学習教材)	明治図書		1年～3年
中学社会 (シート学習教材)	明治図書		地理・歴史・公民
中学数学 (シート学習教材)	吉野教育図書		1年～3年
中学理科 (シート学習教材)	吉野教育図書		1年～3年

中学英語 (シート学習教材)	明治図書		1年～3年
入試対策(シート学習教材)	スタンバイ 8 & 8	創育	国語・社会・数学・理科・英語

3) 年間予算

45万円 (教材・工作材料等を含む)

6 学習室の環境・設備

机・椅子 (高さ調節機能付き) 15組

黒板 1枚

パソコン 2台

指導用机 1組

書庫 (カラーボックス含む) 9つ

上記のものが常時用意されているにある他に、他活動で使うビデオ, テレビ, 絵の具, 学習字セット等もある。基本的には、学校の教室に近い環境が整っている。

7 学習指導の方法

小学生は、原則的に漢字と計算を1時間ずつ行なう。基本的な教材となるものは、「小学基本トレーニング・漢字・受験研究

社」「小学基本トレーニング・計算・受験研究社」である。学力的に学年相応でない子どもが多く、直接何年生ぐらいなら解けるか聞き、もしくは、プリントを作成しテストを行い、相談の上、取り組む教材の学年(レベル)等を決めている。

また、いくら学習が進んだとしても、決して、子どもの現在の学年より上の学習を行なうことはしない。(学校の授業より進度が進むことの無いように配慮している。) 基本的には、「わかった。できた。」という思いが感じられることを大切に、勉強の遅れが見られ、授業・学習嫌いの子どもにも、意欲的に取り組めるように配慮をしている。

長期にわたり、入所している子どもには、漢字、計算にとどまらず、社会や理科などにも取り組ませている。

中学生以上の子どもも小学生同様に相談

の上、学習したい学年、つまりいた学年を考慮した上で、取り組む教材の学年を決めている。子どもによっては、小学校低学年から学習を行なう場合もある。

学習中は、そのように自分の行ないたいレベル(学年)からのスタートとなり基本的に自分にとっての課題解決学習になる。わからないところなどは、自由に質問を行なってよいことにしているが、教師のみに質問することにし、私語は厳禁としている。(大きい子どもが小さい子どもを教えるようなグループ学習も行なわない。)

問題集による学習が基本となるが、その採点などは、小学生に関しては全て教師が行い、中学生に関しては、申し出があれば、自己採点の形式をとらせている。

8 指導上の留意点

学習教材はできるだけ、各個人に合わせた教材を用意して対応するようにしている。また学力の補足的な学習形態がメインになるが、子どものその日の気分や体調により、取り組みが大きく変わる場合もあるので、教師間で引継ぎノートを作成し、子ども一人一人の本日の学習内容・様子・進度・準備した教材などを引き継いでいる。

学習に集中できない子どもなどに対しては、声がけをし、励ましながら取り組ませている。また、学習中に暴言等を発した場合は、厳しく指導するが、それ以外は、できるだけ、その環境になじむように時間をかけ、「学習の時間」という区別をつけることができるよ

うに意識させている。何らかの障害等があり、学習に取り組むことが難しい子どもに関しては、静かに座っているぶんにはとがめないうで、自分のペースに任せるケースもある。この場合、ほんの少し学習を進めた場合でも、認め、ほめるようにしている。また、詰め込み学習は行なわないが、個別指導的に学習をさせることができるので、必要であれば、発展的な学習を行なう場合もある。

基本的に各個に応じた指導を流動的に行うことにしている。その中で、落ち着いた雰囲気を大切にしている学習という時間の中で、子どもたちの「できた。わかった」をほめることにより、充実感や満足感、そして達成感を味わえるように心がけている。更には、子どもの心の安定につながるように導いている。

9 課題

基本的な学力の補充と向上をねらいとし各個人に目標を与え学習活動を行なっているが、実際の学校現場で行なわれる内容の授業を行なうことはできない。更に、音楽や美術など、情操教育につながる実技教科の指導はおぼつかない面が多々あると思われる。

一時保護が長期にわたる子どもにとっては、実技教科の取り組みも必要になってくると思われるが、そこまで個別に指導するには限界があるのが現状である。

今後は、学校の教育現場に近い指導がどこまでできるかが、大きな課題であると思われる。少しずつではあるが、環境や条件面で整えることができることから取り組んでいきたいと考えている。

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-1-2 学習発表会の実施について

千葉県中央児童相談所

①取り組みまでの経緯

一時保護された児童に対する教育権の確保の問題については、全国の各児童相談所でも共通する課題であると思われる。一時保護される児童は、幼児から高校生までと年齢の幅も広く、また義務教育期間である児童の占める割合も大きく、保護された児童の教育に対する課題も少なくない。そこで保護所での実態を見てみると、限られた教室のスペース内に多数の異学年児童を、少数の指導員によって学習が進められている。そのため、指導の工夫や改善無くしては成り立たないことも数多くあると思われる。一般的には、各児童相談所での指導形態は、該当学年のプリントや個々の学力に応じたプリントで学習を進めながら指導しているのが現状のようである。しかし、その中には、個々の児童の学力差やADHDやLDなど学習の障害を持つ児童も少なくない。保護された児童にとって、一時保護という短期間における学習時間であるが、つまずきのある領域のみをしっかりと取り組ませることもたいへん有効であると考えられる、毎日プリント学習のみでは、意欲も集中力も半減してしまい、指導する側にも行き詰まりを感じることも少なくないのではないかと。このように多様な児童達を保護所内で一定の期間生活させていく中で、学習に対して興味・関心を持たせながら学習を続けさせていくことは、各児童相談所でも大き

な課題であり、学習内容や取り組みに対して何らかの指導方法の工夫や改善がなされていると思われる。

本児童相談所では、今年度から所外活動を学習の一環として位置づけ、見学などで見てきたことをもとに、児童が感じたこと、発見したこと、みんなに教えたいことなどを新聞や絵にまとめ学習の仕上げ、その結果を教室に掲示している。そして、ケースワーカーや判定員が児童に面接する際、児童達の活動してきた様子のわかる掲示物を見て、内容や活動を褒められることで、とても明るい表情がでてきたり、児童自身からその活動について熱心に話しかけることも少なくない。また、心を閉ざしていた児童も少しずつ心を開放する契機なることもあった。このような機会を捉え、学習したことをもとにして保護所全体にもよい刺激になるよう学習発表会を計画するに至り1学期に2回実施した。2学期は運動会・クリスマス会のため未実施、3学期は1回実施の予定である。内容について職員と検討し、学習の発表だけでなく、和やかな雰囲気の中で行うために音楽の発表会も加え、学習発表会と音楽発表会の二部構成で行うことにした。学習発表が苦手な児童も楽器や合奏、合唱において表現する機会を多く与え、一人一人の良いところを数多く見出し児童の達成感等を味わせたいと考えた。

②内容 学習発表会までの取り組み方

本児童相談所の学習時間割

	時 間	月	火	水	木	金	土
朝の学習	9:00～9:15	書写	書写	書写	書写	書写	第1・3週は壁面装飾作り・チャレンジキング その他の週は、自由活動の日
1時間目	9:25～10:05	国語	算数	国語	算数	国語	
2時間目	10:15～11:00	算数	国語	算数	国語	算数	
3時間目	11:10～11:40	総合	総合	総合	総合	総合	

☆学習発表会の取り組む時間は主に総合の時間に実施している。

- ・取り組み開始の第1週目には総合の時間5時間土曜日に3時間まとめ作業に取り組む。

第1週 8時間

- ・第2週目には臨時日課として2・3時間に総合の時間として取り組む。

第2週 10時間

・学習発表会取り組み時間 18時間

- ・学習発表会は、午後1時～3時に実施している。

- ・後片付けは学習発表会後に実施し、学習時間にはカウントしない。

時配	学 習 の 主 な 内 容	備 考
1 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・所外活動等(水族館・動物園)を通して、あらかじめ学習の一環であることを伝え、興味のあるものをしっかり観察してこること伝える。(動機づけ) ・どんな場所か ・どんな物が好きなのか ・どんな物があるか ・疑問や見てみたい物はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・メモ書きしながら一人一人の課題を見つけさせる。 ・一人一人の気づきをを大切に作る。
随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・所外活動をする。(課題によって所外活動しない場合もある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・観察メモ用紙 ・筆記用具
1 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・見てきたこと気づいたこと感動したこと発見したこと の感想などを書く。(絵や新聞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・書けない児童には、対話を通して資料を与えながら支援する。
1 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・感想をもとに発表会する。 ・感想をもとに発表したいことを決める。(テーマ決め) ・みんなに伝えたいことを話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめられない児童には書きたいこと、伝えたいことを支援しながらまとめる。
4 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに関係する資料を収集させる。(調べ活動) 図鑑・辞典や辞書等を使い調べまとめていく。 (インターネット検索してほしい児童には職員が操作し目的のページを印刷して渡す。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調べカードを使い記録やイラストなどを書き留させる。資料の見つからない児童には資料をあらかじめ与える

3 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・発表することをまとめよう。(発表準備) 模造紙、画用紙などに、イラスト等を入れながら調べたことをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙、画用紙 ・水性マジック ・クレヨン できない児童には援助しながら仕上げていく
2 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会の準備をしよう。 ・発表の仕方、順番決め ・司会や教室の飾り作りなどの係分担 ・プログラム作りや発表会のための原稿作りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係になった児童へ個々に具体的なやり方作り方等を示し原稿や装飾作りの支援をする
2 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様を招待しよう。 ポスターや招待状作り(保護所内の職員だけでなく所長を始めケースワーカーや判定員などできるだけ多くの参観をしていただく。) ・一人一人心を込めて作った招待状を渡しに行く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所内のみ掲示し、外部には告知しないよう配慮する。 ・画用紙、色画用紙 ・クレヨン、色鉛筆
3 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサルをしよう。 自分の発表する内容を原稿にまとめる。 プログラム通りに進めてみる。 (係分担も同時に動かしながら、上手くできないところは何度も繰り返し取り組ませ自信を持たせる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・係ごとの動きや発表内容をわかりやすいものになるよう修正する ・できない子への対応に留意する。
1 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会の会場作りをしよう。 作った装飾の飾り付けや発表順に資料をまとめておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動きやすいように黒板や掲示物を配置する
2 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 お客様を呼びに行く 係の仕事 (掲示や楽器の移動等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表できない児童への支援をする。
1 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・後片付けをする。 発表した資料は保護所内に掲示しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回に使える物は、保管しておく。

*同時に音楽発表会のための楽曲選びをする。(季節や発表会にあった曲を選ぶ)

練習は午後の自由時間や休み時間や総合の時間で学習発表会の準備が終わった児童は練習の時間にあてる。楽器のできない児童は合奏や合唱での発表やリコーダーや鍵盤ハーモニカ、ハンドベル等など簡単な演奏に参加させる。

③現状や課題

一人一人の良さを見つけるために、たくさんの発表や活動の機会を確保し、学習の発表

だけでなく、準備や係の仕事の手伝いなどをさせたことによって、会全体が盛り上がり発表会ができたという達成感を味わわせるこ

とができた。また、会の全体を明るく楽しい雰囲気にするためにも音楽の発表も加えた結果、全体が和やかになり緊張感も和らげることができた。合奏や合唱が加わったことにより幼児の参加も可能となり、全体的にアットホームな雰囲気が作り出され楽しい会の進行がなされた。学習の苦手な児童には、無理に学習発表の形式ではなく、会の趣旨にあった絵やイラストを描いて感想を発表したり、職員と一緒に支援されながら発表できたことにより、学習に対しても興味・関心が高まり、本読みにも進んで取り組めるようになった。この発表会で、何よりも大勢の人の前で発表し賞賛の拍手を貰えたことで得た自信は何よりの財産になったに違いないと思われる。それは児童一人一人の表情からも伺え、明らかに発表前の緊張した表情と発表後の穏やかで嬉しそうな表情に違いが見られたためである。また、所外活動後に入所する児童も多く、所外活動への参加ができなかった児童もいるため、その児童に対しての孤立感を感じさせないような指導が必要となった。その際の指導は、わかりやすく発表できるように会の趣旨を説明し、発表の準備を職員とともに進めながら、少ない作業時間の中で効率よく学習発表ができるよう配慮する必要がある。発表会の数日前に入所してくる児童もいるため、そのためどうしても準備ができない児童もでてきてしまうこともあるため、その時は児童の意志を尊重しながら、本や教科書の朗読、自分の得意な物(縄跳び、独楽回し等)を発表をしてもらおうこともある。やむ終えず発表会に参加できない児童もいるが、客席で見学や発表会でのお手伝いなどの仕事をしてもらったりしたこともある。

この学習発表会を実施したことで、毎日の決まった学習パターンからの気分転換が図られ、日頃見られなかった活動への意欲や興味・関心を高めさせることができた。準備の段階では、学年の差が大きく学力差もあった

が、作業を通してコミュニケーションが図られ、協力し合う姿が見られるようになり、全体が発表会へ向けての目的意識や高学年のリーダー性の自覚も芽生えてきた。しかし、一人一人の活動のため、職員の個々への対応や児童の資料の要求に応えられない場合も多い。しかし、この現状の中で、児童同士が教え合ったり助け合ったりして、心のふれあいが見られたことは収穫であった。参考資料の不足から発表への不安を持つ児童に対しても、職員がインターネットで資料を提供し、その資料を使って関わり希薄な児童への関わりを深めることもできた。そして、発表に対しての不安を持つ児童への心の支えとなることも可能になった。さらに、保護所では常時児童の構成が変わるため、保護所内での生活の雰囲気も常に変化するが、実施前までは、暴言や暴力をふるう児童でも、発表後には褒められたことにより会話がスムーズになり、その児童の良さを引き出すこともできた。この学習発表会を実施するまでの約2週間という期間、児童と職員が一体となって取り組んだことで、保護所内での児童達の活気ある活動や本来持つ児童の良い一面を見出せたり、児童と職員の円滑な関係の構築も図れたりしたことはたいへん有意義であった。

④その他の取り組み

本児童相談所では学習発表会の他にも生活のリズムの変化を付けるために以下のような取り組みも試みている。

- ・クリスマス会(歌・演奏・ゲーム・手品・劇・クイズ)
- ・運動会(入場門や得点板、応援旗などを作成させ、児童職員が3チームに分かれ10種目程度の競技を行う。)
- ・チャレンジランキング(実態にあったいろいろな種目を考えながら、簡単な準備でみんなが楽しくゲームすることができ、より良いコミュニケーションが図られ

る。)

例) 空き缶積み、鉛筆立て、サイコロ 1
だし、紙ちぎり伸ばし、棒立てバラン
ス、ペットボトルボーリング、目隠し
片足立ち、割り箸豆つかみ、靴飛ばし
等

- ・ 体力測定(体カテスト)
- ・ ペーパークラフト

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-2-1 「ストレス対処法リスト」の活用により、 ストレスの軽減と行動の統制を図る

千葉県中央児童相談所

1. 保護児童の増加と一時保護所の状況について

近年広く言われるように、本県においても非行（虞犯を含む）・被虐待児ならびに発達障害を抱えた児童を一時保護するケースが急激に増加し、保護児童全体の中で大きな割合を占めるようになってきている。千葉県中央児童相談所（以下、本児相）にも年々保護される児童が増えており、本年度9月より一時保護所の定員が15名から25名に増員されており、より多くの児童が集団生活を余儀なくされている。

一時保護される児童には、入所する以前の生活において十分な養育を受けていない子どもも多く、保護所においても日課や生活にうまく適応できないケースが少なからず含まれるという現状がある。本児相においても、保護所内にて指導に乗れないことへの注意や、生活場面においてのトラブルを原因として怒りを爆発させる、いわゆる「キレやすい」児童が多く見受けられるようになってきた。そのような児童の場合、怒りに任せて保護所内の物にあたり破壊する、あるいは人（他児および職員）への暴言・暴力が、特に弱い者いじめという形となって破壊的な行

動が生じることがしばしばである。トラブルや暴力的行動の原因や内容と程度が個々の子どもによって異なっており、現場で生活指導にあたる職員が指導に困難さを感じることもある。また、入所児にとっても一時保護所における集団生活は制限の多いもので辛いと感じることが多く、ストレスが溜まりやすい状況であると言える。そういった環境の中、職員と子どもの双方がストレスを感じながら生活している日々を送っている。

2. 「ストレス対処法リスト」導入に至る経緯

上記のように、現在の保護所の状況は、一時的にはあるものの大人と子どもの両者にとってストレスフルなものとなりがちである。そこで、生活場面におけるストレスの軽減と、実際に行動化しそうになった時の対処法を探ることを目的として、インテーク面接において「ストレス対処法リスト」を平成17年5月に試験的に導入することとした。

インテーク面接では入所の目的、保護期間、日課を含む保護所での生活の仕方、約束事などが十分な時間を使って説明され、保護児が少しでも前向きに生活を送れるように

行うことをイメージしている。従来の面接においても、特に再保護された児童やADHDなどの障害を持つ児童について、保護中に想定される問題への対処法を子どもと一緒に考え相談するようにしていたが、生活の流れの中でそれらの約束が埋もれがちになることも多かった。

そこで、インテーク面接の最後に、生活するにあたっての約束の取り決めの中で、イライラしたりキレそうになった時の解決方法として自分に適したものを対処法のリストから選択し、あるいは自分なりの方法を考えて記入する形式の質問紙を作成した。それを職員が読み上げ、子ども自身が○をつけることで約束を取り交わす。完成したリストは1部を職員が、もう1部を子ども自身が所有することとした。

日課や保護所内での人間関係に子どもが行き詰まりストレスを感じたり落ち着かなくなったりした時に、出来上がった対処法リストをもとにどのようにストレスを解消しあるいは回避するかという方法に関して職員と子ども間で話し合わせ、実践されていくようになった。

3. 事例にみる実際の運用方法

事例： A男 中学2年生（14才）

主訴：校内における対児童・対教師暴力による身柄付通告

実践：入所に際し、心理判定員と相談の上で、ストレスが溜まった時の解消法の検討を行うことを目的として、「ストレス対処法リスト」の利用を本児に提案。インテーク面接の中で、本児に「イライラした時に、どうしたらいいか？」を一緒に考えてみようと思わせかけると、本児もこれに応じる。自分なりにストレス対処に使えると思う項目を選んでチェックしてもらい、十分に話し合った上で保護課の生活

に入る。以後、ストレスが溜まったり暴力に及びそうになった時に、チェックされた項目（サンドバッグを思いっきりたたいてみる、など）を活用することで、暴力に発展することなく保護所での生活を送ることができた。

4. 現状と課題

上記の事例のように、暴力的行為が過去にあり、保護課の生活においても暴力が予想された児童に関して、「ストレス対処法リスト」を用いたストレス対処法の検討は有効であった。その後も、ADHDの子どものストレスについても同様のやりとりを実践し、以前と比較して穏やかな生活を送る術を提供する一助となりえたとの感想が職員からは得られている。また、項目に関しては子どもの意見を取り入れつつ、改良を重ねながら現在に至っている（平成17年10月より別紙の形式「おちつく方法」を使用している）。

子どもの回答パターンをみると、厳正な統計解析によって導かれたものではないが、二通りのパターンが存在するように見受けられる。一つは、直接的な攻撃行動（項目2、項目15など）を代償行為として行うタイプであり、もう一つは静かな環境で自らを落ち着かせるタイプ（項目8、項目13など）である。また、どちらのタイプにおいても、項目14「自分を取り戻すために、お茶か麦茶を飲む」は好まれる傾向がある。

特に、行動で解消するタイプの子どもにはサンドバッグを使って発散することが好まれている。これは保育士が提案し、体操用のマットを丸めて紐で固定して遊具に吊り下げる形のものである。サンドバッグは、周囲の目や声を気にすることなく叩く、蹴るといった行為をすることができ自分のストレスや暴力性を昇華させられることから、よく選ばれる。職員が同伴することが条件のため、子どもの方から職員を積極的に誘いサンド

バッグのある裏庭に向かう姿が毎日のように見られる。一方で、職員の同伴が相互のコミュニケーションの促進に繋がり、さらには、子どもにとって自分が抱えている怒りの感情やそれを解消したいという想いを大人（職員）に受け容れてもらっている感覚を獲得できる点で、サンドバッグの利用は大人と子どもの双方から喜ばれるストレス解消法だと認識されている。

「ストレス対処法リスト」は既存の大人用のリストを元に、現場の職員の経験から導かれた意見を活かして作成されている。あくまで個人の発想に基づいたものであ

り、厳密な項目ではないため、今後さらに子どもにとってよりよいストレス解消法は何かを考えながら、項目を洗練していく必要があると考えられる。項目の具体的な内容であるストレス解消法の選別が今後の大きな課題であり、①保護課の生活環境の中で行えるもの、②できるだけ向社会的なものとする、③退所後の生活にも活用可能なものとする、など想定される制限への対処や、子どもの支援に有用となるような方法の開発と発見が必要であり、結果としてよりよい生活環境の提供に繋がるのではないかと考えられる。

おちつく方法

ほごしよ せいかつ なか とき おつ きも とき ほうほう
保護所の生活の中で、イライラした時や落ち着かない気持ちになった時、あなたはどのような方法を

つか おつ こと
使うと、落ち着いてリラックスする事ができるでしょうか？

「これならできる！」と思うもの、あるいは「できるかもしれないな。」と思うものを、下の項目から選んで○(マル)をつけてみてください。

1. はな おお いき す こ くち いき だ
鼻から大きく息を吸い込み、口から息を出す。
2. しんぶんし まる ばこ す
新聞紙をクシャクシャに丸めて、ゴミ箱に捨てる。
3. かぞ
20数える。
4. き せんせい おも はな
聞いてくれそうな先生に思いっきり話してみる。
5. あつ あ
熱いシャワーを浴びる。
6. つめ みず て かお あら
冷たい水で手と顔を洗う。
7. いま かんじょう きも かみ か
今の感情(気持ち)を紙に書く。
8. じぶん い き
「やりきれなさ」と自分に言い聞かせる。
9. おんがく き
音楽を聴く。
10. へ や ひとり すわ
部屋で一人になり、イスに座る。
11. あいて いちどはな ひとり あいて ことば かんが
(けんかした)相手と一度離れて、一人になり、相手にかかる言葉を考える。
12. ぶん からだ うご
20分くらい体を動かしてみる。
13. びょうかん まくら だ ちから どうさ なんと く かえ
10秒間、枕をギュッと抱き、そして力をゆるめるという動作を何度か繰り返す。
14. おつ ほうほう れんしゅう
あわてないで、落ち着いていられる方法を練習する。
15. びょうかん おういん ことば かみ か れい
20秒間、押韻のある言葉をできるだけ紙に書く。(例:「きく」「さく」「いく」「つく」…)

16. おきにいりのほんの本やマンガをよ読む。

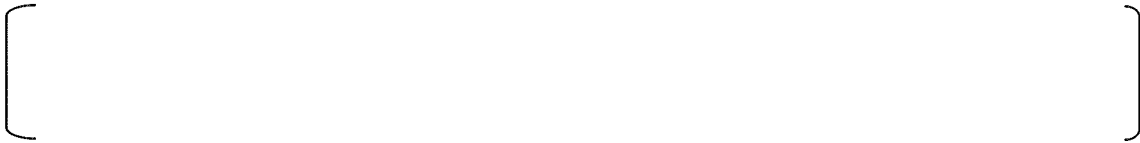
17. 自分じぶんを取り戻とすために、お茶ちやか麦茶むぎちやを飲む。

18. (保護所ほごじょにある)サンドバッグおもを思いおもっきりたたいてみる。

19. へそちからにい力りょうてを入れ、両手おやゆびの親指なかをこぶしいの中にぎに入れてから、ギョツにぎと握にぎってみる。

20. 自分自身じぶんじしんをコントロールほうほうする方法きのステップすこを決きめて、少すこしずつクリアすこしていく。

自分じぶんなりほうほうの方法せんせいを先生はなと話しあ合い、決きまったら書かいてみてください。



約 束

ほごしょ せいかつ つぎ こと まも
♪ 保護所の生活では、次の事を守りましょう ♪

につか あさ じ お よる しょうがっこう ねんせい じ
1 日課 朝は7時に起き、夜は 小学校4年生 までは 8時

しょうがっこう ねんせい いじょう じ ね
小学校5年生 以上は 9時 に寝ます。

- ごぜんちゆう がくしゅう だい だい どうようび やす ご ごにつか
・ 午前中は学習(第2・第4土曜日は休み)、マラソンをしてから午後日課です。

マラソン	ねんせい ねんせい 1年生・2年生	しゅう 2 周	ねんせい ねんせい 3年生・4年生	しゅう 3 周
	ねんせい ねんせい 5年生・6年生	しゅう 4 周	ちゅうがくせい 中学生	しゅう 5 周

- そうじ あさ ご しょう いじょう そうじぶんたん まいしゅうげつようび き
・ 掃除は朝とおやつ後にします(小 1以上)。掃除分担は毎週月曜日に決めます。

- しょくじどうばん けんこうしんだん お じぐみ こうたい
・ 食事当番は健康診断が終わっている9時組が交代でやります。

- にゅうよく か すい きん にちようび にゅうよくご せんたく くつした てあら しょう いじょう
・ 入浴は火・水・金・日曜日です。入浴後、洗濯はパンツ・靴下を手洗いします(小 5以上)。

- ゆうがた じ ふん ふんかん どくしょ につき か
・ 夕方6時15分から30分間が読書で、その後日記を書きます。

2 自由時間

- だい じゅんばん み けんぎ まいしゅうげつようび
・ テレビは1台しかないので、みんなで順番に見ます。テレビ権決めは毎週月曜日にします。

- がくしゅうしつ しょくどう き よる じ
・ CD(ラジカセ)は学習室と食堂で聞くことができます(夜8時まで)。

- ほごしよない きけん おに お はし あそ きんし
・ 保護所内では、危険なので鬼ごっこ・追いかっこ・走ること・ボール遊びは禁止です。

- うんどう しょくどう たつきゅう よる じ
・ 運動は、食堂で卓球ができます(夜8時まで)。

3 事務室に用事のある時は必ずノックし、勝手に入らないようにしましょう。

4 外に出る時は、職員と一緒に出ましょう。

5 持ち物にはすべて名前を記入します。

- かね とけい てちょう けいたいでんわ
・ お金・ゲーム・ウォークマン・アクセサリ・時計・手帳・携帯電話など、